

平成 27 年 2 月 2 日

指定障害福祉サービス事業者の指定および
移動支援事業者の登録の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」とする。）に基づく指定および東大阪市移動支援事業実施要綱（以下「移動支援要綱」とする。）に基づく登録を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 実広（かぶしきがいしゃ みこう）
- (2) 代表者 代表取締役 江原 一美（えはら かずみ）
- (3) 所在地 大阪府東大阪市長田中一丁目 2 番 31 号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 介護センターふれあい広場
- (2) 事業種別 居宅介護、重度訪問介護（総合支援法）
移動支援（移動支援要綱）
- (3) 所在地 大阪府東大阪市下小阪五丁目 6 番 1 号栄ハイツ八戸ノ里 2 0 3
- (4) 指定年月日 平成 23 年 5 月 1 日（居宅介護、重度訪問介護）
登録年月日 平成 24 年 6 月 1 日（移動支援）

3 指定及び登録の取消しの年月日

平成 27 年 1 月 31 日（土）

4 処分の理由

【居宅介護】

①運営基準違反（総合支援法第50条第1項第4号）

管理者兼サービス提供責任者が、提供した居宅介護サービスの記録を未作成、またはサービスを行っていないヘルパーの名前を使って作成していた。また、管理者が従業者及び業務の一元的な管理を行っていなかった。

②介護給付費の請求に関する不正（総合支援法第50条第1項第5号）

平成26年3月から10月の期間中において、サービス提供の実態がないサービスについて、介護給付費を不正に請求し、受領した。

また、実際のサービス提供時間ではなく、介護給付費の単価がより高くなる時間帯にサービスを行ったものとして介護給付費を不正に請求し、受領した。

③虚偽の報告（総合支援法第50条第1項第6号）

総合支援法第48条第1項に基づく監査の実施時において、不正に作成した勤務実績票やサービス提供記録を提出し、虚偽の報告を行った。

④答弁拒否による監査の妨害（総合支援法第50条第1項第7号）

総合支援法第48条第1項に基づく監査の実施時において、職員からの質問に対して答弁を行わず、監査の実施を妨げた。

【重度訪問介護】

①運営基準違反（総合支援法第50条第1項第4号）

管理者が従業者及び業務の一元的な管理を行っていなかった。

②障害福祉サービス事業に関する不正（総合支援法第50条第1項第10号）

同一の事業所において一体的に運営されている指定居宅介護事業所で、不正請求等違反が行われた。

【移動支援】

①補助金の請求に関する不正（移動支援要綱第9条第1項第1号）

平成24年7月から平成26年9月までの期間中において、サービス提供の実態がないサービスについての提供記録を作成し、補助金を不正に請求して受領した。

5 事業者に対する経済上の措置

【居宅介護】

介護給付費189,065円を返還させる。（総合支援法第8条第2項の規定による加算額を含む。）

【移動支援】

補助金1,456,600円を返還させる。（調査中に判明した過誤請求の額も含む。）

東大阪市福祉部障害者支援室

T E L 06-4309-3187

F A X 06-4309-3813